

令和6年度 重層的支援体制推進事業  
伊豆の国市地域資源情報管理システム導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

伊豆の国市（以下「本市」という。）では、包括的な相談支援体制の整備に向けて、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施する。この事業は、「対象者の属性を問わない相談支援」と「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に実施することで、複雑化、複合化した支援ニーズに対応しようとするものである。

本事業を効果的かつ効率的に実施するため、高齢、障がい、生活困窮、子ども、医療機関情報等、インフォーマルも含めた多種多様な地域資源情報を一元管理し、庁内外の様々な相談機関で活用できる地域資源情報データベースと各相談機関が連携して支援を行うためのコミュニケーションツールを兼ね備えた地域資源情報管理システムを導入する。

本システムの導入により構築した地域資源情報データベースは、市民向けに公表し、市民サービスの向上を図る。

2. 業務概要

(1) 業務名称

令和6年度 重層的支援体制推進事業  
伊豆の国市地域資源情報管理システム導入業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 委託上限額

① イニシャルコスト

ア 地域資源情報管理システム導入費 1,210千円（税込）

イ 地域資源情報公表システム導入費 440千円（税込）

② ランニングコスト（令和6年度：3か月分）

ア 地域資源情報管理システム利用料 330千円（税込）

3. 実施内容

(1) スケジュール

公募開始日 令和6年4月15日（月）

参加申込書の提出期限 令和6年4月30日（火）

質問書の提出期限	令和6年5月2日（木）
※質問回答は、随時対応する。	
企画提案書の提出期限	令和6年5月15日（水）
プレゼンテーション予定日	令和6年6月4日（火）（詳細別途通知）
審査結果通知予定日	審査完了後、速やかに通知
契約締結日	令和6年6月中を予定
※各日程は、事務局等の都合により、変更する場合がある。	

(2) 受託候補者の選定方法

- ① 事業者の選定は、伊豆の国市地域資源情報管理システム選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査委員会が委託事業者を選定する。
- ② 提案書類等提出書類及びプレゼンテーション内容を審査し、最高得点者を本委託業務に適した候補者として選定する。ただし、(3)の評価基準のいずれかにおいて、一定の基準値に達しない項目がある場合は、この限りではない。

(3) 評価基準

評価基準（別紙1）のとおり

(4) 失格事項

- ① 提案者が参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出すべき書類に重大な不備があった場合（誤字脱字等軽微なものを除く。）
- ④ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超えた場合
- ⑥ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- ⑦ その他、著しく信義に反する行為があった等、契約締結が困難と認められた場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加申込者全員に通知するが、不服及び異議の申立ては認めない。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案募集に係る公募開始日から企画提案特定の日までに、伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成18年訓令第14号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 別紙の提案依頼書で定める機能要件等について、充分に対応できるシステムであり、適正な管理体制を有すること。
- (4) 伊豆の国市民税、消費税または地方消費税の滞納をしている者でないこと。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第127号。以下「旧法」という。）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者または更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

## 5. 提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の必要書類を提出すること。

### (1) 参加申込にかかる提出書類

- ① 提出期限  
令和6年4月30日（火）午後5時まで
- ② 必要部数  
各1部
- ③ 必要書類

提出書類等	留意事項
ア プロポーザル参加申込書 (様式第1号)	
イ 会社概要書 (様式第2号)	
ウ 業務実績報告書 (様式第3号)	※過去5年（平成31年4月1日から令

	和6年3月31日まで)以内に地方公共団体等の発注する「地域資源情報管理システム導入業務」またはそれに類似した業務を行い、完了した業務の概要を記載すること(主なものを3件まで記載)。
エ 暴力団等の関与がないことの誓約書(様式第4号)	
オ IS027001またはプライバシーマークの取得を証明できる書類(任意様式)	※証明書や登録証の写し等

(2) 企画提案書類等に関する提出書類

① 提出期限

令和6年5月15日(水)午後5時まで

② 必要部数

正本1部 副本8部

※ア～カまでの資料を1冊にまとめ、提出すること。

③ 必要書類

提出書類等	留意事項
ア 企画提案書 鏡(様式第5号)	
イ 会社概要書(様式第2号)	※申込時と同様のもの
ウ 業務実績報告書(様式第3号)	※申込時と同様のもの
エ 企画提案書(任意様式)	※30ページ以内とする。
オ 機能要件表(様式第6号)	
カ 参考見積書(任意様式)	

(3) 文書類の規格等

本件に係る提出書類は、以下の規格に基づき作成すること。

① 言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。

② 用紙は、A4版縦長横書きとし、下部中央にページ番号をふる。ただし、資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3版を使用してもよいものとするが、その際は折り込むこと。

③ 印刷は、カラーを可とする。

④ 専門知識を有しない者に配慮し、可能な限り専門用語あるいは略語等は使用せず、やむを得ず使用する場合は説明書きを付すること。

(4) 提出方法

(1)(2)ともに、提出書類は、持参または郵送により伊豆の国市役所社会福祉課に

提出するものとする。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申立等は、受け付けない。

(5) 提出書類の取扱い

- ① 受付期間終了後、提出書類に記載された内容の変更は、原則認めない。
- ② 提出書類は、本件選考後も返却しない。
- ③ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出書類（③で複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出書類は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）に基づき公開する場合がある。
- ⑥ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。
- ⑦ 提出書類の内容について、追加書類を求める場合がある。

6. 企画提案書等の作成にあたっての留意点

(1) 企画提案書（任意様式）

提案者の経験・アイデア・創意工夫にあふれる提案を積極的に行うこと。また、仕様書に記載している仕様を満たした上で、利用者がより利用しやすいサービスとするため、仕様以外で実装可能な機能、今後の新たな機能の向上や追加を可能とする提案を行うこと。

(2) 参考見積書（任意様式）

① 見積金額は、次の項目に分類して内訳を提示すること。

ア 地域資源情報管理システム導入費

以下を含むものとする。

- ・ 関係者専用サイトの初期構築費（アカウントの初回発行費用を含む）
- ・ 導入説明会（1回）の開催

イ 地域資源情報公表システム導入費

- ・ 市民向けサイトの初期構築費用

ウ 地域資源情報管理システム利用料（令和6年度：3か月分）

- ・ 令和6年度中の地域資源情報管理システムの利用に係る利用料及び保守費用

エ その他

以下は本契約には含まないが、評価の対象とするため提示すること

- ・ 令和7年度のシステム利用に係る利用料及び保守費用

② 本要領2(5)に示す金額を上限とし、本業務における見積書（任意様式）を提出すること。

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式第7号)により、電子メールで提出すること。  
件名は下記のとおりとし、電話による質問は、不可とする。

なお、質問書の提出後、提出先に電話により受信確認を行うこと。

※件名:【〇〇〇〇(会社名)】伊豆の国市地域資源情報管理システム導入業務に関する質問

### (2) 質問に対する回答方法

本プロポーザルへの参加を表明した事業者に対し、プロポーザル参加申込書(様式第1号)に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答するものとする。また、質問の回答は、この要領の追加または修正とみなす。

## 8. プレゼンテーション審査の実施

### (1) 実施予定日

令和6年6月4日(火) ※最終的な実施日時は、別途個別に実施する。

### (2) 実施場所

伊豆の国市役所 大仁庁舎 第1、2会議室  
住所 静岡県伊豆の国市田京299番地の6

### (3) 1提案者当たりのプレゼンテーション・ヒアリングの実施時間

1提案者当たり30分(説明20分、質疑10分(※質疑事項があれば))

### (4) プレゼンテーションの内容

提出した提案書等に基づき、審査委員会の委員に対して、提案システムのプレゼンテーションを実施すること。実施方法は、提案者の自由とするが、大掛かりな機材の搬入や騒音等が発生しないよう留意すること。

### (5) プレゼンテーションの実施条件

- ① プレゼンテーション及び審査は、非公開とする。
- ② 実施にあたり、追加資料の提出は認めない。
- ③ 説明員は、本件の担当者を含む3名以内とする。
- ④ プロジェクター、スクリーン及びケーブルは本市で用意するが、パソコン等その他プレゼンテーションに必要な機材は、各事業者で用意すること。

### (6) 禁止事項

プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像の内容が、提出された企画提案書の内容と異なったり、新たに追加または変更をしないこと。

## 9. 業務委託契約の締結

審査委員会において、本市にとって最適な提案をしたものを選考し、契約対象者

とする。本市と契約対象者との間で契約条件の協議が整い次第、随意契約の手続により、業務委託契約を締結する。

#### 10. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等を熟読し、それらを順守すること。
- (2) 選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等の内容について、本市が必要に応じて意見を求めた場合は、これに応じること。
- (4) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

#### 11. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒410-2396

静岡県伊豆の国市田京299番地の6

伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課（担当：川口、田中）

電話：0558-76-8004

F A X：0558-76-8029

E-mail：soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp